鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金の請求手続き

農　家

①【防護柵等資材の購入】

資材を購入する。
購入した資材の写真を撮影する。
設置予定場所に鳥獣被害防止施設等を設置する。

↓

②【補助金の申請】

購入資材等の領収書（レシート）、設置場所位置図、購入資材の写真
施設等の設置後の写真、納税証明書＊を添付して産業振興課に提出する。

＊納税証明書は申請者本人のもの
＊補助金交付申請を行う前年度分のもの（税目：住民税・固定資産税等）
＊非課税の方は住民税の非課税証明書

↓

産業振興課

③【補助金交付申請書の審査】

提出された「補助金交付申請書」の内容を審査し、必要に応じて産業振興課担当職員が施設等の設置状況の現地確認を行う。
補助金交付の適否を決定し、「補助金交付決定通知書」を送付する。

㊜　　　　　　　　　　(否)

④ 【補助金交付決定通知】　【補助金を交付しない旨の通知（不交付理由記載）】

↓

農　家

⑤【補助金の請求】

補助金交付請求書を提出する。

↓

産業振興課

⑥【補助金の支払い】

請求書提出後、３０日以内に補助金を支払う。（口座振替）

↓

農　家